

会員規約

本協会は、会員について次のとおり定める。

第 1 条 会員種別・会員資格

会員は次の 3 種とする。

(1) 研究会会員

本協会の目的に賛同して入会申し込みを行い、理事会の承認を得た個人、法人又は団体。

(2) 専門家会員

本協会の目的及び事業を賛助する、専門的知識を有する個人、法人又は団体。

(3) 賛助会員

本協会の目的及び事業を賛助する個人、法人又は団体。

第 2 条 入会

入会希望者は、本協会の活動目的に賛同し、所定の申込み方法により申し込みをし、本協会の承認を得て会員となるものとする。

第 3 条 入会不承認

次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、本協会は入会を承認しない場合がある。

(1) 入会申し込み時の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合

(2) 過去に本協会から資格を取り消されたことがある場合

(3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）である場合

(4) その他本協会が、本会員契約を締結するにつき不適當な事由があると判断した場合

第 4 条 入会費および年会費

1 会員は本条に定めるところに従い、送付した請求書（電子データ）に従い、年会費（以下総称して「会費」という）を支払わなければならない。

2 年会費の始期は 4 月 1 日とし、3 月末日までの 1 年間とする。なお、初年度は、入会日（承認日）より四半期割にて計算した。

3 年会費は本協会が定める支払期日までに指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。

4 会費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 研究会会員

① 法人 入会金 10 万円・年会費 5 万円（不課税）

② 個人 入会金 1 万円・年会費 1 万円（不課税）

(2) 専門家会員

入会金、年会費なし

(3) 賛助会員

入会金 10 万円・年間賛助会費 5 万円（不課税）/口

賛助会員の年会費は口数制とし、1 口以上とする。（口数は毎年変更可能とする。）

5 会員がすでに納入した会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第 5 条 更新

会員更新に伴う会費の請求は、会員登録期間が終了する月の前月 25 日に、次回更新期間の会費請求書（電子データ）を送付することによる通知によって自動更新とする。なお、会員の種別を変更して更新する場合は、原則、現在の会員登録期間が終了する月の前月 25 日に、次回更新期間の会費請求書が送付される前に、本協会に連絡することとする。

第 6 条 退会

会員は会員登録期間中、所定の退会届を本協会に提出することにより、会員登録期間が終了する月の末日をもって退会することができる。

2 会費未納が存在する場合、未納分の入金によって退会が承認される。

この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

第 7 条 会員の資格喪失

会員が次に掲げるいずれかの事由に該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 1 年分以上会費を滞納したとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始その他の法的倒産手続きの申立があったとき。
- (5) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である法人又は団体が解散したとき。
- (6) 自己が反社会的勢力、反社会的勢力の支配・影響を受けていること及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者であることが判明したとき。
- (7) 除名されたとき。
- (8) 全ての社員の同意があったとき。

第 8 条 除名

1 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該会員を除名することができる。ただし、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に違反する行為があったとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し除名した旨を通知しなければならない。

第 9 条 会員名簿及び会員に関する情報の取扱い

- 1 入会者は、本協会の管理する会員名簿に登録する。
- 2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、会員から変更届の提出を求める。
- 3 会員は、本協会に対して提供した会員の個人情報を、以下に掲げる利用目的の範囲内で利用することに同意するものとする。
 - (1) 会員が提供する各種サービスや協会の活動を会員に知らせる必要がある場合
 - (2) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと本協会のウェブサイトや販促物等に掲載する場合
 - (3) 本協会の運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
 - (4) 本協会が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、会員情報を取り扱わせる場合
 - (5) 個人情報に関する法令及びその他の規範に記載されるやむを得ない場合の情報開示など

第 10 条 商標

会員はアーバンベジ協会が保有する商標とロゴ・名称を利用することができる。

第 11 条 知的財産の帰属・取扱い

- 1 共同研究により得られた成果としての知的財産権（以下「本知的財産権」という。）は、協会及び参加会員の共有とし、その持分は原則として均等とする。
- 2 参加会員は、共同研究により得られた成果としての本知的財産権について、協会の事前承諾を得て、実施・利用することができる。ただし、本共同研究のために参加会員が開示した知的財産権については、他の参加会員は本共同研究の活動の範囲内においてのみ自由に使用することができるものとし、他の目的のために使用する場合は当該知的財産を開示した参加会員の承諾を得なければいけない。
- 3 参加会委員は前条第 2 項に規定する本知的財産権を他の当事者の事前了承なしに、第 3 者に譲渡してはならない。

第 12 条 規約の追加・変更

本協会は、円滑な運営のために必要と判断される場合、本協会のホームページ等への掲載により会員に事前に通知のうえ本規約を変更することができるものとする。変更後の規約は附則記載日から有効とする。

第 13 条 協議事項

本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

附則

本会員規約は、2019 年 4 月 18 日より施行する。

本会員規約は、2022 年 1 月 21 日より施行する。